

令和4年度公益社団法人三沢市シルバー人材センター事業計画

I 基本方針

令和3年4月に、70歳までの安定した雇用を確保する為の法改正が行われ、各企業の「定年制延長」や「継続雇用制度の導入」などの影響もあり、シルバー人材センターへの新たな入会者の減少が考えられ、会員数拡大については更に厳しい状況となることが予想されます。

これらの諸情勢の変化に対応すべく、従来からの清掃作業や草取り、草刈り、剪定作業の職域に限らず、労働者派遣事業や新たな現役世代を支える就業機会の場を拡大し、高年齢者がシルバー人材センターに興味を持ってもらえるようアピールしていくことのほか、女性をターゲットにした新規会員獲得に取り組んでいくと共に、働く意欲のある高年齢者の多様な就業ニーズと、地域のニーズをマッチングし「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、長年培ってきた知識と経験を活かし、活力ある地域社会づくりに寄与するため、会員及び役職員一丸となって事業の推進に取り組んで参ります。

II 事業実績目標

受託事業		労働者派遣事業	
会員数	250人以上	受託件数	15件以上
就業率	80%以上	就業延人員	1,800人日以上
就業延人員	19,500人日以上	契約金額	8,150千円以上
契約金額	98,725千円以上		

III 事業実施計画

1. 就業機会提供事業

(1) 請負又は委任による就業機会の提供

高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与する事業として、臨時的かつ短期的な仕事又はその他軽易な業務に係る仕事を一般家庭、民間企業、官公庁等から請負又は委任により受注し、会員の経験と知識を生かせるよう考慮し提供します。

(2) 労働者派遣事業による就業機会の提供

公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会と連携し、派遣就業を希望する会員を対象に法令を遵守した労働者派遣事業を行います。

また、地域社会のニーズに沿った業務運営に資するため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条に係る業務拡大を推進します。

(3) 有料職業紹介事業による就業機会の提供

臨時的かつ短期的な雇用又はその他軽易な業務に係る雇用を希望する高齢者を対象に、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会と連携し、法令を遵守した有料職業紹介事業を行います。

2. 就業機会確保事業

(1) 安全・適正就業の推進

高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターにとって、事故のない安全な就業は最重要課題であることから、就業時の安全意識の高揚を図るための講習会の開催及び、安全・適正就業委員と事務局による就業現場の安全パトロールを実施するほか、現場での就業前説明時において、事故を起こさないための指導や助言を行います。また、三沢市で実施している健康診断の受診を促すなど、会員の健康維持・促進にも努めます。

適正就業については、請負・委任に適さない受注は労働者派遣事業で対応するなど適正化するほか、就業機会の均衡と公平化のため、ローテーション就業やグループ就業の推進に努めます。

(2) 普及啓発活動

ア. 普及啓発

地域社会に対しシルバー人材センター事業を浸透させるため、パンフレット等チラシの配布や、市の広報及びマックTVの活用、地域イベントでブースを設けPRすることのほか、ボランティア活動を通してのPR。また、ホームページなどによる情報発信を行い、シルバー事業への普及啓発に努めます。

イ. 会員の拡大

女性をターゲットに、チラシ等の配布や会員による紹介活動を行うほか、就業に必要となる技能講習を開催するなど、女性会員の増加を主眼とした勧誘活動や広報活動等の推進に努めます。また、ホームページへの活動状況等の情報発信や、毎月2回行う新入会員説明会でのPRを図り加入促進に努めます。

ホームページアドレス：<https://webc.sjc.ne.jp/misawa/index>

(3) 就業開拓提供事業

就業機会と職域の拡大を図るため、市内の介護事業所へのアプローチを行い、当センターを利用いただき人手不足の解決に寄与することによって、継続的な受注を確保・提供できるよう努めます。